

各例に登場する臨時的な取扱いの点数と算定要件

例1～8に登場する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の点数の算定要件についてご紹介します。

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|------------------------|------|-----------|
| 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱） | 300点 | 113032950 |

（算定要件）

以下ア～エを全て遵守した場合に算定できる。

- ア. 傷病名が「新型コロナウイルス感染症（疑い含む）」である。
- イ. 対面診療である（初診の場合であっても、再診の場合であっても、往診等の場合も算定できる）。
- ウ. 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・最新版」と「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）」を参考に、必要な感染予防策を講じる。
- エ. 院内感染対策等に留意した対応を行っていることを患者に説明する。

（参照）

- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その9）（令和2年4月8日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000620202.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その11）（令和2年4月14日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000621620.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その14）（令和2年4月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その32）（令和3年1月8日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000717088.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その43）（令和3年4月30日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000775549.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|--------------------------------|------|-----------|
| 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱） | 147点 | 113033650 |

（算定要件）

【令和5年2月28日以前から算定要件を満たしている医療機関の場合】

以下「ア～カの全て」と「①～④のいずれか」を満たした場合、令和5年3月1日～31日まで「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（147点）」を算定できる。

- ア. 診療・検査医療機関である。
 - イ. 診療・検査医療機関であることを自治体のホームページで公表している。
- ※「診療・検査対応時間」の公表も必要。

ウ. 外来診療である。

エ. 傷病名が「新型コロナウイルス感染症疑い」である。(検査の結果、当日中又は後日に疑い病名が中止になった場合でも算定できる)

オ. 上記「エ」の「新型コロナウイルス感染症疑い」に対して初診である。

※「COVID-19 疑い」に対して初診であれば、再診料を算定する場合であってもよいということ。

カ. 診療時間が、診療・検査対応時間内である。

- ① 令和4年10月13日以降に、新たに、診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関である場合。
- ② 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間が、令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、一週間あたり30分以上拡充している場合。
- ③ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた医療機関であって、令和4年11月1日以降に、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合。
- ④ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。
※「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

【令和5年2月28日以前は算定要件を満たしていない医療機関の場合】

以下「ア～カを全て」と以下「①～④のいずれか」満たした場合、令和5年3月1日～31日まで「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（147点）」を算定できる。

ア. 診療・検査医療機関である。

イ. 診療・検査医療機関であることを自治体のホームページで公表している。

※「診療・検査対応時間」の公表も必要。

ウ. 外来診療である。

エ. 傷病名が「新型コロナウイルス感染症疑い」である。(検査の結果、当日中又は後日に疑い病名が中止になった場合でも算定できる)

オ. 上記「エ」の「新型コロナウイルス感染症疑い」に対して初診である。

※「COVID-19 疑い」に対して初診であれば、再診料を算定する場合であってもよいということ。

カ. 診療時間が、診療・検査対応時間内である。

- ① 令和4年10月13日以降に、新たに、診療・検査医療機関として都道府県から指定

され、その旨が公表されている医療機関である場合。

- ② 令和5年2月28日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた医療機関であって、令和5年3月1日以降、診療・検査対応時間が、令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、一週間あたり30分以上拡充している場合。
- ③ 令和5年2月28日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた医療機関であって、令和5年3月1日以降に、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合。
- ④ 令和5年2月28日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和5年3月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。

※「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

(参照)

- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その63）（令和3年9月28日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>
- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その68）（令和4年3月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000914265.pdf>
- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その72）（令和4年7月22日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000967931.pdf>
- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その77）（令和4年9月27日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000994316.pdf>
- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その79）（令和4年10月26日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001005681.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|----------------------------------|------|-----------|
| 二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱） | 250点 | 111014170 |
| 二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱） | 250点 | 112024170 |
| 二類感染症患者入院診療加算（電話等再診・直ちに入院・臨時的取扱） | 250点 | 190237850 |

(算定要件)

自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、初診料（214点）、電話等再診料（73点）を算定した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

(参照)

- ・診療報酬上の臨時的な取扱い（その54）（令和3年8月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819374.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|----------------------------------|------|-----------|
| 慢性疾患の診療（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱） | 147点 | 113032850 |

（算定要件）

電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、管理料等（※）を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、当該点数を月1回に限り算定できる。

（※）特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料。

（参照）

・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その10）（令和2年4月10日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621316.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|------------------------------|------|-----------|
| 電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱） | 147点 | 113044550 |

（算定要件）

下記①と②に該当する医療機関の医師が、③の患者に対して電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、当該患者に対して主として診療を行っている医師が属する1つの医療機関において、一連の診療において初回の電話等診療に限り算定できる（令和5年3月31日まで）。

① 実施医療機関

以下、ア又はイのいずれかに該当する医療機関の医師

ア. 保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関の医師

イ. 「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関の医師

② 以下アとイの両方を満たす。

ア. 電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表しており、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有している。

イ. 以下のいずれかを満たす。

a. 令和4年11月1日以降、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した医療機関である。

b. 令和4年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた医療機関であって、

・ 1週間に8枠以上、かつ

・ 当該医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している。

※「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

③ 対象患者

宿泊療養・自宅療養中の患者であって、重症化リスクの高い者（※）

（※）「重症化リスクの高い者」とは、以下ア～ウのいずれかに該当する者。

ア. 65歳以上の者

イ. 40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者

ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみのも含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

ウ. 妊娠している方

（参照）

- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その70）（令和4年4月28日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000935322.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について（令和4年2月9日 令和4年6月30日一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000961691.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その72）（令和4年7月22日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000967931.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その77）（令和4年9月27日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000994316.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その79）（令和4年10月26日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001005681.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|----------------------------------|------|-----------|
| ①救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療） | 950点 | 180065850 |
| ②乳幼児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等） | 400点 | 180066170 |
| ③小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等） | 200点 | 180066270 |

（算定要件）

入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療（緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く）を実施した場合、当該外来診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）を当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

ただし、以下は同一日に併算定できない。

ア. 自宅・宿泊療養者に対して、外来診療時に中和抗体を投与した場合の「救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（外来・中和抗体薬）（2,850点）」【請求コード：180065950】

イ. 自宅・宿泊療養者に対して、往診又は訪問診療を実施した場合の「救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・往診等）」（2,850点）【請求コード：180065650】

ウ. 自宅・宿泊療養者に対して、往診時に中和抗体を投与した場合の「救急医療管理加算

1 (診療報酬上臨時的取扱)(往診等・中和抗体薬) (4,750点)【請求コード:180065750】
 ※: 救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)を算定する患者が
 6歳未満の場合は①+②を、6歳以上15歳未満の場合は①+③を算定できる。

(参照)

- ・診療報酬上の臨時的な取扱い(その63)(令和3年9月28日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>
- ・診療報酬上の臨時的な取扱い(その69)(令和4年3月31日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000926188.pdf>

| 診療行為名称 | 点数 | 請求コード |
|----------------------------------|--------|-----------|
| ①救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・往診等) | 2,850点 | 180065650 |
| ②乳幼児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱)(外来診療・往診等) | 400点 | 180066170 |
| ③小児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱)(外来診療・往診等) | 200点 | 180066270 |

(算定要件)

自宅・宿泊療養者に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合、救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)を算定できる。当該点数は、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。また、同一の患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合においては、2人目以降の患者について、往診料を算定しない場合においても、当該加算を算定して差し支えない。

ただし、以下は同一日に併算定できない。

- ア. 宿泊・自宅療養者に対して、外来診療を実施した場合の「救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)」(950点)【請求コード:180065850】
 - イ. 宿泊・自宅療養者に対して、外来診療時に中和抗体を投与した場合の「救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(外来・中和抗体薬)(2,850点)」【請求コード:180065950】
 - ウ. 宿泊・自宅療養者に対して、往診時に中和抗体を投与した場合の「救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(往診等・中和抗体薬)」(4,750点)【請求コード:180065750】
- ※: 救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・往診等)を算定する患者が6歳未満の場合は①+②を、6歳以上15歳未満の場合は①+③を算定できる。

(参照)

- ・診療報酬上の臨時的な取扱い(その63)(令和3年9月28日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

以上